

福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金
(地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業)
交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金交付要綱（20170120財資第12号。以下「交付要綱」という。）第26条第1項に基づき、福島県知事（以下「知事」という。）が行う、福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業）（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 知事が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに交付要綱並びに福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱による。

(交付の対象)

第3条 知事は、民間事業者、非営利民間団体及び地方公共団体等（以下「事業者」という。）が策定した「実施計画書」が、別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該実施計画書に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付の対象としない。

2 交付の対象となる補助事業は、福島県内において、再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）やそれに付帯する蓄電池及び送電線等（以下「蓄電池及び送電線」という。）を導入する事業とし、補助対象経費の区分は、別表第1のとおりとする。

3 発電設備並びに蓄電池及び送電線の規模等要件は別表第2のとおりとする。

4 上記に加え、別表第3の地域活用要件の全てに該当する事業を交付の対象とする。

(補助金の額)

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象経費の合計額の5分の1以内（ただし、上限を2億円とする。）とする（ただし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする）。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする事業者は、知事に対し、様式第1による補助金交付申請書（正本1通及び副本1通）に実施計画書及びその他知事が指示する書類を添付して、知事が指示する期日までに提出しなければならない。

2 事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消

費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による指令書により事業者へ通知するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。

3 知事は、補助金の交付が適当でないとして認めたときは、その旨を事業者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 知事は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行わなければならないこと。

二 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。

三 補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

四 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札等によらなければならないこと。

五 補助事業者は、知事が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、知事の指示に従わなければならないこと。

六 補助事業者は、知事が第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消したときは、これに従わなければならないこと。

七 補助事業者は、知事が第14条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、知事が指定する期日までに返還しなければならないこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第14条第6項の規定に基づく延滞金を納付しなければならないこと。

八 補助事業者は、知事が第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、知事が指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第6項の規定に基づく延滞金を納付しなければならないこと。

- 九 補助事業者は、知事が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じなければならないこと。
- 十 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- 十一 補助事業者は、第20条第3項及び第21条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、知事の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付しなければならないこと。
- 十二 補助事業者は、第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、知事に報告しなければならないこと。
- 十三 補助事業者は、補助事業終了後、知事の求めに従い、補助事業の効果等を報告しなければならないこと。

（契約等）

- 第8条 補助事業者は、前条第1項第4号の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 2 補助事業者は、前条第1項第4号の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（申請の取下げ）

- 第9条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

- 第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 一 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的に資するものと考え

られる場合

- イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - ウ 補助金の額に変更がない場合で、補助対象経費の20パーセント以内の増減額
 - 二 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内で変更する場合を除く。
 - 三 補助事業の全部若しくは一部を他に継承しようとするとき。
 - 四 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項に基づく変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更（中止・廃止）の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を様式第6による実施状況報告書により、知事が指示する期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書（正本1通及び副本1通）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第7条第1項第2号に規定する遅延等報告書の承認を得たときは、3月末日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書（正本1通及び副本1通）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助事業の継承）

第13条 補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 知事は、第12条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに

付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 補助事業者は、知事が補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、知事の指示に従って、その超える部分の補助金を返還しなければならない。
- 4 知事は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。
 - 一 返還すべき補助金の額
 - 二 延滞金に関する事項
 - 三 納期日
- 5 知事は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10による返還報告書を提出させるものとする。
- 6 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（補助金の支払）

- 第15条 知事は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、真に必要なと認める場合においては、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による補助金精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部若しくは一部の返還を請求するものとする。
 - 3 第14条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

（交付決定の取消し等）

- 第17条 知事は、第10条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 一 補助事業者が法令、交付要綱、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合

五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部若しくは一部の返還を請求するものとする。
- 5 知事は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第14条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

（加算金の計算）

- 第18条 知事は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 知事は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

- 第19条 知事は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合において準用する。

（財産の管理等）

- 第20条 補助事業者は、取得財産等については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等管理台帳を第12条第1項に定める実績報告書に添付して知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときは、その収入の全部若しくは一部を福島県に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

- 第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して知事が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第22条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助事業の経理等)

- 第23条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

- 第24条 補助事業者が地方公共団体にあつては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第16による調書を作成しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

別記(第3条関係)

福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金(地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業)実施計画書の要件

- 一 設備導入事業の内容の費用効率が高いこと。
- 二 設備導入事業の遂行によって、当該地域の活性化に貢献する見込みがあること。
- 三 実施計画書に係る事業の実施の計画が確実かつ合理的であること。

別表第 1

補助対象経費

区分	内容	補助率
(1) 設計費	設備導入事業に必要な機械装置等の設計費	1/5 以内
(2) 設備費	設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造、据付等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借料を除く。）	
(3) 工事費	設備導入事業の実施に必要な不可欠な配管等の工事に必要な経費	
(4) 諸経費	設備導入事業を行うために直接必要なその他経費	

別表第2

規模等要件

(1) 太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ・発電出力：太陽電池一地点出力50kW以上 ・営農型・フロート型に限る ・営農型に関しては、牧草以外を栽培するもの。
(2) 風力発電	<ul style="list-style-type: none"> ・発電出力：単機500kW以上 ・風況精査 1年間以上の風況観測を実際に実施していること。 (観測地点は、単機の場合風車の設置予定地点、複数機の場合は当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とすることを原則とする)
(3) バイオマス発電	<p>(1)バイオマス依存率：60%以上</p> <p>(2)発電効率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①蒸気タービン方式 <ul style="list-style-type: none"> 発電出力1万kW以上：発電効率20%以上 発電出力1万kW未満：発電効率10%以上 ②その他発電方式 <ul style="list-style-type: none"> 発電効率：25%以上 発電出力：10kW以上
(4) 水力発電	<p>発電出力：1,000kW以下（システムの定格出力でkW単位の小数切捨）</p>
(5) 地熱発電	<p>バイナリー方式に限る。</p>
(6) 蓄電池	<p>定格出力：発電設備の発電出力の同等以下 発電設備を導入する場合に限る。</p>
(7) 送電線	<p>発電設備の系統への接続に必要十分なもの。 発電設備を導入する場合に限る。</p>

別表第3

地域活用要件

<p>(1) 地域活性化に活用する事業であること。</p>	<p>○固定価格買取制度を活用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定価格買取制度における調達期間中、売電収入の全部又は一部（最低3%以上。ただし、バイオマス発電については、売電収入から燃料代を差し引いた額の最低3%以上。）を継続して地域活性化に活用する事業であること。 <p>○固定買取価格制度を活用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電した電力等を地域で利用するなど、地域活性化に活用する事業であること。
<p>(2) 地域活性化に活用した内容の報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備導入完了年度の属する年度の翌々年度以降5年間は、毎年4月末までに、前年度に行った地域活性化に活用した内容について、知事の定める様式により、知事に対し報告を行うこと。 ・ 上記報告期間の後、固定買取価格制度における調達期間中は、毎年度の地域活性化に活用した内容を照明する書類（年度毎の売電量と売電収入、地域活性化に活用した内容と金額の分かる書類等）を保管し、知事の求めに応じ、報告を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき